

## 「長寿命化に資する次世代舗装に関する研究」の共同研究者公募について

次のとおり共同研究者を公募します。

### 1. 研究概要

共同研究名 長寿命化に資する次世代舗装に関する研究

#### (1) 研究目的

従前の舗装補修は、現状の舗装構成にて補修することを前提に、路面（表層及び基層）の補修を計画的に実施していたものの、舗装の損傷が深層化し、それだけでは損傷原因を根本的に断つことが困難な状況です。今後は、舗装全層を合理的に改良することにより、施工の効率化と長寿命化を図る必要があります。

株式会社高速道路総合技術研究所（以下「公募者」という）は、これら現状を踏まえ、従来技術に捉われない、斬新な考え方をもって、舗装全層を合理的に改良し長寿命舗装を構築するための新しい舗装構造及び施工方法について技術開発を公募することとしました。

応募された技術、方法および材料（以下「技術等」という。）のうち選定された技術等は、各種試験の実施やそれらの評価を通じて効果が認められたものについて、東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社の管理する高速道路に積極的に採用していく予定です。

#### (2) 研究内容（一例、特に研究内容に制限は設けません。）

- 1) 材料の検討
- 2) 施工機械の検討
- 3) 設計法の検討
- 4) 配合設計の検討
- 5) 耐久性の検討
- 6) 施工方法の検討
- 7) 出来形基準及び品質管理手法の検討

#### (3) 開発方針・成果目標

- 1) 現況の舗装構造よりも高耐久なもので、現況と同等以上の施工能力を有する舗装補修技術
- 2) 現況の舗装構造と同等以上の耐久性を有し、施工能力が優れる舗装補修技術

※補修は、高速道路本線(土工部)における下記の舗装構造とします。

- ①表層＋基層＋上層路盤を改良する技術
  - ②表層＋基層＋上層路盤＋下層路盤を改良する技術
- の2パターンとなります。

#### (4) 研究期限

令和5年5月までとします。ただし、(3)に示す成果目標のうちのいずれも実現できる可能性が低いと判断される場合には、協議により研究を打ち切ることがあります。

## 2. 参加資格

次に掲げる条件に該当しない者であること。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 参加表明書の提出時に、中日本高速道路株式会社の資格登録停止措置、「地域2」で競争参加資格停止を受けている者。
- (5) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

## 3. 共同研究契約手続きの流れ

- (1) 参加表明書の提出
- (2) 「技術提案書の提出者」の通知（※非選定の場合はその旨を通知する）
- (3) 「技術提案書の提出者」と秘密保持契約締結
- (4) 試験施工予定箇所における事前調査（任意）
- (5) 技術提案要件の交付
- (6) 技術提案書の提出
- (7) 技術提案書に関するヒアリング
- (8) 共同研究 契約締結者の通知（※非選定の場合はその旨を通知する）
- (9) 本研究に関する共同研究契約締結

## 4. 参加表明書を選定するための評価基準（技術提案書の提出者の選定）

- (1) 提案技術の新規性
- (2) 新技術の基礎研究実績
- (3) 共同研究の実施能力
- (4) 試験施工の実施体制

## 5. 技術提案書の作成条件及び選定するための評価基準

- (1) 「技術提案書の提出者」に後日、交付します。

## 6. 手続等

### (1) 担当部局

〒194-8505 東京都町田市忠生1-4-1  
㈱高速道路総合技術研究所 道路研究部 舗装研究室  
TEL 042-791-1626 FAX 042-791-2380

### (2) 共同研究説明書、参加表明書の交付方法

下記のNEXCO総研の契約情報サイトよりダウンロードする。  
<http://www.ri-nexco.co.jp/契約情報/tabid/61/Default.aspx>

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

本共同研究の参加を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、持参または郵送(必着)にて提出すること。

1) 提出場所 上記(1)に同じ。

2) 提出期限 【事前調査を実施する場合】 令和元年10月 1日 16時まで  
【事前調査を実施しない場合】 令和元年12月20日 16時まで

(4) 技術提案書の交付期間、場所及び方法

「技術提案書の提出者」に後日、通知します。

7. その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び技術提案書を無効とする。

(4) 提出された参加表明書は返却しない。

(5) 共同研究者として選定されなかった場合は、技術提案書を返却する。なお、提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しない。また、技術提案書を公開等する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(6) 共同研究者の決定後に、提案内容を適切に反映した共同研究実施計画書の作成のために、研究の具体的な実施方法について提案を求めることがある。